

後期高齢者医療制度からのお知らせ

問合せ 保険年金課 ☎(43)1111 内線 147・FAX(43)1125

健康診査を実施

後期高齢者医療被保険者を対象に健康診査を行います。健康維持のため、この機会に健診を受けましょう。

※受診日に後期高齢者医療制度に加入している人が対象。

健 診 方 法	個別健診	集団健診
実 施 場 所	指定医療機関 (案内はがきに記載)	ウェルス幸手・西公民館
実 施 期 間	6月～平成31年2月	7月3日(火)～13日(金) 9月27日(木)～10月5日(金) 午前7時30分～11時20分
受 診 方 法	①対象者に案内はがきが郵送される(5月下旬発送) ②医療機関に予約 ③医療機関で受診	①対象者に案内はがきが郵送される(5月下旬発送) ②健康増進課に予約 (予約開始日などの詳細は案内はがきに記載) ③ウェルス幸手・西公民館で受診
費 用	無料(同一年度内に個別または集団健診いずれか1回限り)	
健 診 内 容	・血中脂質検査・貧血検査・肝機能検査・心電図検査・血糖検査・尿酸など	

～平成30年度から変更となります～

人間ドックを受けた人または、受ける予定の人は、健康診査を受けることができませんのでご注意ください。脳ドックのみの場合は、健康診査も受けることができます。

保養施設宿泊費を助成



後期高齢者医療被保険者が、保養施設に宿泊する際の宿泊費の一部を助成しています。

対 象 後期高齢者医療の被保険者で、納期到来分の保険料を完納している人

助成額 1泊につき2,000円(年度内2泊まで)

※年度途中に後期高齢者医療被保険者になった人で、同一年度内に国民健康保険制度の同助成を受けた人は、通算で2泊までとなります。

※宿泊日の7日前までにお申し込みをしてください。

申込み方法



保養施設 一覧は、保険年金課窓口で配布および、市ホームページ(<https://www.city.satte.lg.jp/>)に掲載

**国民健康保険の
手続きをお忘れなく**

問合せ 保険年金課 ☎(43)1111

11内線143・144・FAX(43)1125

▼国民健康保険税の簡易申告

6月8日(金)まで

一定の所得以下の世帯は、国民健康保険税の軽減を受けることができます。軽減の判定は、世帯主(本人が国民健康保険に加入していない場合も含む)と国民健康保険加入者全員の所得状況により行いますので、4月1日現在で16歳以上(扶養控除になっている人も含む)の全員の申告が必要です。

世帯主が確定申告や住民税申告をしている場合でも、16歳以上の加入者に未申告者がいると、軽減は適用できませんので、期限までに簡易申告(国民健康保険税用の申告)を行ってください。

※平成29年度に軽減が適用された世帯で、かつ、世帯主と国民健康保険加入者全員の所得状況が確認できない世帯には、5月下旬に簡易申告書を郵送します。



軽自動車税のグリーン化特例が 延長されました



問合せ 税務課 ☎ (43) 1111 内線 134 ・ FAX (43) 1125

■ グリーン化特例(軽課)

グリーン化特例(軽課)は、燃費基準について重点化を行ったうえで適用期限が2年延長されます。三輪および四輪の軽自動車のうち、排出ガスおよび燃費性能にすぐれた一定の環境性能を有する車両の税率が1年に限り軽減されます。

◆取得時期と適用年度

- 取得が、平成29年4月1日～平成30年3月31日の間
→平成30年度に軽課適用
- 取得が、平成30年4月1日～平成31年3月31日の間
→平成31年度に軽課適用

※軽減は、新車新規検査(初めて車両番号の指定を受けた年度)の翌年度1年限りです。

※市が自動車検査証に基づき軽減を適用するので手続きは不要です。

車種			税率(年額)		
			(ア) 75%軽減	(イ) 50%軽減	(ウ) 25%軽減
三輪			1,000円	2,000円	3,000円
四輪 以上	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円

(ア) 電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス10%低減)

(イ) 乗用:平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成32年度燃費基準+30%達成車
貨物:平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

(ウ) 乗用:平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成32年度燃費基準+10%達成車
貨物:平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※各燃料基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

■ 軽自動車税の減免申請は5月31日(木)まで(毎年度申請が必要です)

身体や精神に障がいのある人や、またはその方と生計を共にする家族が所有する軽自動車で、当該身体障がい者の通院、通学等のために使用される場合、軽自動車税が減免の対象となります。なお、平成29年度の申請者には、納税通知書と併せて申請書を郵送しています。

※申請期限を過ぎると減免できません。

※自動車税(県税)の減免を受けている人は対象外です。

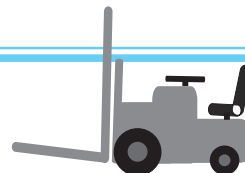
※障がいの内容によっては減免できないこともあります。

◆持ち物(申請前にチェック)

- ①身体障害者手帳、療育手帳、戦病者手帳または精神障害者保健福祉手帳 ②運転免許証 ③自動車検査証 ④印鑑 ⑤納付前の納税通知書 ⑥納税義務者のマイナンバーカードまたは通知カード

■ フォークリフトの登録をお願いします

乗用装置を有するフォークリフトなどは、道路での運行に使用しないものも課税対象です。ナンバー登録をお願いします。



▼国民健康保険の加入・脱退

手続きはお済みですか？

私たちの国では、すべての人がいずれかの健康保険制度に加入しなければなりません(国民皆保険制度)。

市が運営している国民健康保険に加入・脱退をするためには、ご自分で手続きをする必要があります。

加入の手続きが遅れた場合は、会社の健康保険を脱退した日まで遡って加入し、国民健康保険税を納めていただくことになります。

また、脱退の手続きが遅れた場合は、健康保険に二重加入の状態となってしまうます。国民健康保険の被保険者証で医療機関を受診してしまった場合には、医療費を返還していただくこととなりますので、忘れずに加入・脱退手続きをしてください。

※国民健康保険の加入・脱退手続きの詳細については、お問い合わせください。

